

吹田市健康医療部衛生管理課会計年度任用職員（薬剤師もしくは獣医師）募集要項

1 募集職種

- (1) 薬剤師もしくは獣医師
- (2) 獣医師

2 主な勤務内容

- (1) 食品衛生に関する業務（飲食店等に係る許可申請等の窓口・立入・監視・入力業務等）
- (2) 動物愛護に関する業務（動物に関する相談・収容動物の管理・動物愛護啓発業務等）

3 採用予定人数

- (1) 1人
- (2) 1人

4 受験資格

薬剤師免許もしくは獣医師免許を有する人

ただし、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は受験できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件

任用期間	令和8年5月1日以降の任用日（随時任用）から令和9年3月31日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月曜日～金曜日 ※土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。

勤務時間	(1) 1日7時間15分 9時から17時まで(休憩時間45分) (2) 1日7時間45分 9時から17時30分まで(休憩時間45分)
勤務場所	吹田市保健所内 衛生管理課(吹田市出口町19-3)
給与	(1) 月額 294,078円(地域手当を含む) (2) 日額 15,718円(地域手当を含む)
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇(最大10日)等を付与
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募手続

- (1) 申込み先 吹田市健康医療部衛生管理課(吹田市保健所内)
住所: 〒564-0072 吹田市出口町19-3
電話: 06-6339-2226(直通)
(阪急電車 吹田駅または豊津駅徒歩8分)
- (2) 選考方法 書類選考及び面接
- (3) 手続方法 薬剤師免許もしくは獣医師免許の写しと3か月以内に撮影した写真(正面向き、本人と確認できるもの)を貼付した履歴書を直接持参か郵送で上記申込み先に提出してください。後日面接の日程をお知らせします。
- (4) 結果通知 面接後1週間以内に電話で通知します。
- ※1 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。
- ※2 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用しません。
- ※4 選考に関する書類は返却しません。